

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

足助病院訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する足助病院(以下「病院」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことによりその利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供にあつて、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主事柄が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつて、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスに努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 足助病院 訪問リハビリテーション
- ② 所在地 豊田市岩神町仲田20番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導助言を行う。
- ② 従業者
医師 10名以上(常勤兼務うち1名管理者と兼務)
理学療法士 1名(常勤兼務)
作業療法士 1名(常勤兼務)
言語聴覚士 1名(常勤兼務)
従業者は、医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日。ただし、8月15日、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後17時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後17時までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者、要支援者の心身機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リ

ハビリテーション計画、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、必要な事項について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊田市全域、北設楽郡設楽町全域、長野県下伊那郡根羽村全域の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に書く利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う場合でも交通費の請求は行わない。

(緊急時における対策)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止等)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知厚生農業協同組合連合会と足助病院訪問リハビリテーション事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改正する。

この規程は、令和6年3月1日から改正する。